大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理等検討部会設置要綱

参考資料１

（設置）

第１条 大阪府の石油コンビナート等防災計画の進行管理及び修正に関することについて検討するため、大阪府石油コンビナート等防災本部条例第4条第1項の規定により、「大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理等検討部会（以下「部会」という。）」を設置する。

（検討項目）

第２条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）大阪府石油コンビナート等防災計画の進行管理に関すること

（２）大阪府石油コンビナート等防災計画の修正に関すること

（３）その他必要なこと

（組織）

第３条 部会に属する本部員及び専門員は、本部長が指名することとし、学識経験者、消防機関及び事業者等で構成するものとする。

２　部会に部会長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

３　部会長は、部会にオブザーバーの参加を求めることができる。

（任期）

第４条　部会員の任期は、２年以内とする。

２　部会員は、再任されることができる。

（会議）

第５条 部会の会議は、部会長が招集し議長になる。

（庶務）

第６条 部会の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

１　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。

２　この要綱は、令和７年７月１４日から施行する。

　地震・津波被害想定等検討部会設置要綱（平成24年8月22日制定）は廃止する。